

1 [平成 24 年]
2

3 次の文章を読んで、後記の【設問 1】及び【設問 2】に答えなさい。
4

5 1. X 株式会社（以下「X 社」という。）は、国内にのみ本店及び支店を有し、化学繊維の
6 製造及び販売を目的とする取締役会を置く会社である。

7 X 社の取締役は、A、B 及び C の 3 人であり、その代表取締役は、A のみである。

8 2. Y 株式会社（以下「Y 社」という。）は、国内にのみ本店及び支店を有し、洋服の製造
9 及び販売を目的とする取締役会を置く会社であり、直近数年の平均的な年間売上高が 1
10 億円であった。Y 社では、A の旧知の友人である B が唯一の代表取締役に就任している。

11 3. X 社は、大手アパレルメーカーからの依頼を受け、洋服用の生地（以下「本件生地」
12 という。）を製造したところ、この大手アパレルメーカーが倒産したため、本件生地を大
13 量に在庫として抱えることとなった。

14 4. そこで、A は、B に対し、Y 社において本件生地を代金 1 億円で購入してもらえない
15 かと打診した。B は、本件生地が高品質のものであり、これを用いて洋服を製造し販売
16 すれば売上げの大幅な増加が見込めるので、本件生地を購入したいと考えたが、Y 社に
17 おいて代金 1 億円を現金で直ちに支払うことは困難であった。そのため、B は、A に対
18 し、6 か月後の日を満期とする約束手形により支払うことによければ購入したいと伝え
19 た。A は、B のこの提案を了承した。そこで、X 社は、Y 社に対し、平成 23 年 9 月 1
20 日、本件生地を代金 1 億円で売却した（以下「本件売買契約」という。）。これに対し、
21 Y 社は、Y 社代表取締役 B の名義で、同日、本件売買契約の代金の支払のため、次の内
22 容の約束手形（以下「本件手形」という。）を振り出した。

23 金額 1 億円

24 満期 平成 24 年 3 月 1 日

25 支払地 甲県乙市

26 支払場所 丙銀行丁支店

27 受取人 X 社

28 振出日 平成 23 年 9 月 1 日

29 振出地 甲県乙市

30 5. 本件売買契約の締結については、X 社及び Y 社の取締役会において、いずれもその承
31 認や決定がされることとなかった。

32 6. Y 社は、本件生地を受領した際に、その一部につき抜き出して詳細な検査をし、その
33 余は外観上の検査をした結果、本件生地に特に異常は見付けられなかった。

34 7. 他方、X 社は、Z に対し、平成 23 年 9 月 8 日、Y 社から交付を受けた本件手形につ
35 き拒絶証書の作成を免除して、本件手形を割引のため裏書譲渡した。Z は、本件手形の
36 裏書譲渡を受ける際に、本件手形が本件売買契約の代金の支払のために振り出されたも
37 のであることを知っていた。

38 8. Y 社は、本件生地を用いて洋服を製造し販売した。ところが、Y 社は、平成 24 年 2
39 月になって、その洋服の購入者から苦情を受け、本件生地のほとんどに染色の不具合が
40 あり、数回洗濯すると極端に色落ちすることが分かった。そこで、Y 社は、直ちに X 社
41 に対してその旨の通知を発した上で、同月 20 日、本件売買契約を解除する旨の意思表
42 示をした。

43 9. Z は、平成 24 年 3 月 2 日、本件手形につき丙銀行丁支店において支払のための呈示
44 をした。

45 [設問 1]

46 本件売買契約の効力及び解除に関し、Y社からみて、会社法上及び商法上どのような
47 点が問題となるか。

48

49 [設問 2]

50 Y社は、Zによる本件手形の手形金支払請求を拒むことができるか。

[解説]

設問 1

本問は、取締役会設置会社における利益相反取引及び重要な業務執行、商人間の売買契約における検査・通知義務…に関する基本的な知識・理解等を問うものである。解答に際しては、①会社法第356条第1項第2号（会社法第365条第1項）の利益相反取引の該当性及び取締役会の承認を受けない利益相反取引の効力、②会社法第362条第4項の取締役会による決定を要する場合の該当性及びこの場合において代表取締役がその決定を経ないで業務執行をしたときの効果、③商法第526条の適用要件…について、正しく論述することが求められる。（出題趣旨）

第1．本件売買契約

1．利益相反取引

(1) X社との関係

ア．本件売買契約は、X社の「取締役」BがY社を代表することでY社という「第三者のために」、「株式会社」X社との間で「取引」をするものとして、X社との関係で直接利益相反取引（会社法356条1項2号）に当たる。
イ．にもかかわらず、X社では、取締役会の承認（365条1項）を経ていな
い。

会社の承認を経ない直接取引は、取引の相手方との関係では、一種の無
権代理行為として常に無効であると解される。

したがって、本件売買契約は無効である。

基礎応用 115 頁 [論点 4] 1、論証

集 64 頁 [論点 4] 1、最大判

S43.12.25・百 56

(2) Y社との関係

本件売買契約がY社との関係でも利益相反取引に当たるかについても、理
論上は問題となり得る。

確かに、X社を代表しているのはX社代表取締役Aであろうから、形式的
には、「株式会社」Y社の代表「取締役」Bが取引相手方であるX社を代理又
は代表したとはいえない。

しかし、判例・通説によると、例えば、BがY社の代表取締役とX社の代
表取締役とを兼任している場合において、BがX社を代表したときは、Bは
実質的にはY社も代表したと評価されるとの理由から、Y社という「第三者
のために」「株式会社」甲社と「取引」する場合として直接取引に当たると解
されている。

そこで、上記の判例・通説の趣旨を推し進めて、BがX社の取締役とY社
の代表取締役とを兼任している場合についても、BはX社の取締役でもある
から、実質的にみれば、「株式会社」Y社を代表するとともに、取引相手方
であるX社も代理したと評価できるとして、Y社という「第三者のために」
「株式会社」甲社と「取引」する場合として直接取引に当たると解する余地
もある。

もっとも、Y社との関係における利益相反取引該当性も問題にするのであ
れば、直接取引ではなく間接取引が成立し得るにとどまるとの結論もあり得
るにもかかわらず、出題趣旨では「会社法第356条第1項第2号（会社法第
365条第1項）の利益相反取引の該当性…について、正しく論述することが

基礎応用 111 頁 [類型] [2]、論証

集 60 頁 [類型] [2]

求められる。」として間接取引の成立可能性については言及されていないことから、出題者としては、Y社との関係における利益相反取引該当性を検討対象外にしていると考えられる。

2. 「重要な財産の譲受け」

Y社との関係で、「重要な財産の譲受け」（362条4項）に該当するか、取締役会の承認を経ないで代表取締役Bが行った「重要な財産の譲受け」の効力が問題となる。¹⁾

(1) 362条4項の趣旨は、重要な業務執行について取締役相互の協議による意思決定に経ることで会社の利益を保護しようすることにある。そして、「重要な財産の…譲受け」に当たるかは、個々の事情により異なる。そこで、「重要な財産の…譲受け」に当たるかは、①当該財産の取得価額、②①が会社の総資産に占める割合、③当該財産の取得目的などの事情を総合的に考慮して、取締役相互の協議による意思決定を経ることが要請されるか否かにより判断する。

本件生地の購入価額は1億円とそれ自体高額であるし(①)、直近数年の平均的な年間売上高が1億円にすぎないY社にとって、購入価額1億円がその総資産に占める割合は相当高いと考えられる(②)。しかも、Y社は、自社で販売する洋服を製造する際に用いる目的で本件生地を購入しようとしているのだから、仮に本件生地の品質に問題があった場合には、自社の信用低下という事態にまで発展する危険がある(③)。そうすると、本件売買契約は、取締役相互の協議による意思決定に経る必要があるといえるから、Y社にとって「重要な財産の…譲受け」に当たる。

(2) にもかかわらず、Y社では取締役会の承認がない。

取締役会の承認を受けない代表取締役の個々的取引行為は、内部的意思決定を欠くにとどまる（349条4項参照）から、原則として有効であって、相手方が悪意又は過失であるときには民法93条1項但書の類推適用により無効になると解する。

X社の代表取締役AがY社において取締役会の承認を経ていないことを知っていたのかは定かでない。もっとも、Aとしては、本件売買契約に先立ち、Y社における取締役会の承認の有無を確認する義務を負う。にもかかわらず、Aは何らの確認もしていないから、少なくとも確認義務違反による過失が認められる。

したがって、本件売買契約は、362条4項違反を理由としても無効である。

第2. 解除

1. まず、Y社は、X社の引渡債務の不完全履行を理由として、民法541条に基づく解除を主張していると考えられる。

「本件生地のほとんどに染色の不具合があり、数回洗濯すると極端に色落ちす

基礎応用 100 頁 [論点 2]、論証集

55 頁 [論点 2]

基礎応用 101 頁 [論点 4]、論証集

56 頁 [論点 4]、最判 S40.9.22・百

61

1) X社の総資産等に関する事情が問題文にならないため、X社にとって「重要な財産の処分」に当たるのかを判断できない。しかも、ZがY社に対して手形支払請求をしている本問では、Y社が手形支払請求に対して主張し得る抗弁事由として本件売買契約の効力と解除の効力が問題になっていると考えられるところ、仮に「重要な財産の処分」に当たるとしても、Y社はX社における362条4項違反を主張することができない。そのため、X社との関係で362条4項違反を論じることは求められていないと思われる。

ることが分かった」(問題文 39~40)との事情から、X 社には本件売買契約の内容に適合する品質の本件生地を引き渡す義務の不履行があり、これを理由とする解除権が発生すると考えられる。

2. 次に、「商人間の売買」に関する商法 526 条の適用により解除権が否定されないかが問題となる。

(1) まず、「会社がその事業としてする行為及びその事業のためにする行為は、商行為」とされる(会社法 5 条)ため、会社は、「自己の名をもって商行為をすることを業とする者」として商法上の「商人」に該当する(商法 4 条 1 項)から、X 社 Y 社間の本件売買契約には「商人間の売買」に当たる。

(2) 次に、本件売買契約が不特定物売買であることから、不特定物売買にも商法 526 条が適用されるかが問題となる。

これについては、善意売主の善後策の機会保障・買主による不当な投機を防止・買主による契約不適合の発見の容易性という同条の趣旨は不特定物売買にも妥当することと、商事売買では不特定物売買が主要な部分を占めるから不特定物売買への適用を否定すると本条の存在意義が失われるとの理由から、不特定物売買にも同条が適用されると解されている。

したがって、不特定物売買である本件売買契約にも同条が適用される。

(3) 最後に、「Y 社は、本件生地を受領した際に、その一部につき抜き出して詳細な検査をし、その余は外観上の検査をした結果、本件生地に特に異常は見付けられなかった。」(問題文 30~31)、「Y 社は、平成 24 年 2 月になって、その洋服の購入者から苦情を受け、本件生地のほとんどに染色の不具合があり、数回洗濯すると極端に色落ちすることが分かった。そこで、Y 社は、直ちに X 社に対してその旨の通知を発した上で、同月 20 日、本件売買契約を解除する旨の意思表示をした。」(問題文 38~42)との事情を踏まえて、商法 526 条 1 項及び 2 項の要件該当性を検討することになる。

設問 2

本問は、…約束手形における人的抗弁の切断に関する基本的な知識・理解等を問うものである。解答に際しては、…④手形法第 17 条ただし書(手形法第 77 条第 1 項第 1 号)の「債務者ヲ害スルコトヲ知リテ」の意義について、正しく論述することが求められる。(出題趣旨)

1. Y 社が Z からの手形金支払請求に対して、原因関係である本件売買契約の無効又は解除という人的抗弁を対抗できるかが問題となる。

手形の裏書は債権譲渡であるから、債権譲渡の一般原則によれば、債務者は、裏書人に対して対抗できる抗弁を当該裏書人からの譲受人にも対抗できるのが原則である。しかし、このように考えると、手形取得者が自己の関知しない前者の事情に基づく抗弁を対抗されることとなり、手形の流通が害される。そこで、手形法 17 条本文(同法 77 条による約束手形への準用)は、手形の流通促進を図るために、政策的に債権譲渡の一般原則を修正し、前者との間における人的抗弁は善意の第三者に対抗できないとする特則を定めている。

2. 上記原則に対する例外として、手形債務者は、「債務者ヲ害スルコトヲ知リテ」

基礎応用 298 頁・8 (3)、論証集 159

頁・8 (3)

基礎応用 6 頁 [論点 1]、論証集 2

頁 [論点 1]、最判 H20.2.22・H20

重判 9

基礎応用 285 頁 [論点 1]、論証集

150 頁 [論点 1]

手形を取得した手形所持人に対しては、その者の前者に対する人的抗弁を対抗できるとされている（17条但書）。

同条の「債務者ヲ害スルコトヲ知リテ」は、①手形所持人が手形取得時において、②満期又は権利行使時において③債務者が手形所持人の前者に対して抗弁を主張することが確実であることを認識している場合を意味すると解する（河本フォーミュラ）。

悪意の認定期が①であるのは、手形取得後にたまたま事情を知った場合にまで人的抗弁を対抗されるのでは、手形取引の安全という 17 条本文の制度趣旨に反するからである。

抗弁の存否時期が②であるのは、②までに抗弁事由が現実に存在しなければ悪意の抗弁を問題にする余地がない一方で、手形取得時には抗弁事由が成立していないくとも②までに成立することが確実であれば悪意の抗弁の成立余地を認めるべきだからである。

認識の程度が③とされるのは、②における抗弁主張の確実性の認識を単なる可能性の認識と峻別することで、悪意の抗弁の成否に関する基準の客観性を確保するためである。

[模範答案]

- 1 設問 1
- 2 第 1 . 本件売買契約
- 3 1 . 利益相反取引
- 4 (1) 本件売買契約は、X 社の「取締役」B が Y 社を代表することで Y 社
- 5 という「第三者のために」、「株式会社」X 社との間で「取引」をする
- 6 ものとして、X 社との関係で直接利益相反取引（会社法 356 条 1 項 2
- 7 号）に当たる。
- 8 (2) にもかかわらず、X 社では、取締役会の承認（365 条 1 項）を経て
- 9 いない。
- 10 会社の承認を経ない直接取引は、取引の相手方との関係では、一種
- 11 の無権代理行為として常に無効であると解される。
- 12 したがって、本件売買契約は無効である。
- 13 2 . 「重要な財産の譲受け」
- 14 (1) 362 条 4 項の趣旨は、重要な業務執行について取締役相互の協議に
- 15 よる意思決定に経ることで会社の利益を保護しようとすることがある。
- 16 そして、「重要な財産の…譲受け」に当たるかは、個々の事情により異
- 17 なる。そこで、「重要な財産の…譲受け」に当たるかは、①当該財産の
- 18 取得価額、②①が会社の総資産に占める割合、③当該財産の取得目的
- 19 などの事情を総合的に考慮して、取締役相互の協議による意思決定を
- 20 経ることが要請されるか否かにより判断する。
- 21 本件生地の購入価額は 1 億円とそれ自体高額であるし（①）、直近数
- 22 年の平均的な年間売上高が 1 億円にすぎない Y 社にとって、購入価額

1 1億円がその総資産に占める割合は相当高いと考えられる(②)。しか
2 も、Y社は、自社で販売する洋服を製造する際に用いる目的で本件生
3 地を購入しようとしているのだから、仮に本件生地の品質に問題があ
4 った場合には、自社の信用低下という事態にまで発展する危険がある
5 (③)。そうすると、本件売買契約は、取締役相互の協議による意思決
6 定に経る必要があるといえるから、Y社にとって「重要な財産の…譲
7 受け」に当たる。

8 (2)にもかかわらず、Y社では取締役会の承認がない。

9 取締役会の承認を受けない代表取締役の個々的取引行為は、内部的
10 意思決定を欠くにとどまる(349条4項参照)から、原則として有効
11 であって、相手方が悪意又は過失であるときには民法93条1項但
12 書の類推適用により無効になると解する。

13 X社の代表取締役AがY社において取締役会の承認を経ていない
14 ことを知っていたのかは定かでない。もっとも、Aとしては、本件売
15 買契約に先立ち、Y社における取締役会の承認の有無を確認する義務
16 を負う。にもかかわらず、Aは何らの確認もしていないから、少なく
17 とも確認義務違反による過失が認められる。

18 したがって、本件売買契約は、362条4項違反を理由としても無効
19 である。

20 第2. 解除

21 1. Y社は、X社の引渡債務の不完全履行を理由として、民法541条に基
22 づく解除を主張していると考えられる。

1 (1) X社は、本件売買契約（民法555条）に基づき、契約内容に適合と
2 する品質の本件生地を引き渡す義務を負う。本件生地は、そのほとん
3 どに染色の不具合があり、数回洗濯すると極端に色落ちする状態にあ
4 るから、本件売買契約の内容に適合する品質を欠いている。したがつ
5 て、X社が引渡「債務の本旨に従った履行をしないとき」（541条本文）
6 に当たる。

7 (2) Y社は、直ちにX社に対してその旨の通知を発した際に、「相当の期
8 間を定めてその履行の催促をし」ていたと考えられ、それから「相当
9 の期間…内に履行がない」ともいえると考えられる。

10 (3) 本件生地の状態からして引渡「債務の不履行が…軽微である」（541
11 条但書）とはいえないし、引渡「債務の不履行が債権者の責めに帰す
12 べき事由によるものである」（543条）ともいえないから、Y社には引
13 渡債務の不履行を理由とする解除権が発生する。

14 2. 会社は「自己の名をもって商行為をすることを業とする者」として商
15 法上の「商人」だから（会社法5条、商法4条1項）、X社Y社間の本
16 件売買契約には「商人間の売買」として商法526条の適用が問題となる。

17 (1) 善意売主の善後策の機会保障・買主による不当な投機を防止・買主
18 による契約不適合の発見の容易性という同条の趣旨は不特定物売買に
19 も妥当するから、不特定物売買にも同条が適用されると解する。した
20 がって、不特定物売買である本件売買契約にも同条が適用される。

21 (2) Y社は、本件生地を「受領」した際に、その一部につき抜き出して
22 詳細な検査をし、その余は外観上の検査をすることで、「遅滞なく…検

1 査」をしている（同条 1 項）。本件生地の品質が「契約の内容に適合し
2 ないこと」は、数回洗濯することで初めて判明するものだから、「直ち
3 に発見することができない」ものであるところ、Y 社は本件生地を受
4 領した平成 23 年 9 月 1 日から「6 か月以内」の期間に属する平成 24
5 年 2 月中に上記「不適合を発見し」、直ちに X 社に対してその旨を通
6 知している（同条 2 項但書）。

7 （3）したがって、Y 社の解除は商法 526 条によって妨げられないから、
8 Y 社の解除の意思表示（民法 540 条）による本件解除は有効である。

9 設問 2

10 Y 社は、Z からの手形金支払請求に対して、原因関係である本件売買契
11 約の無効又は解除という人的抗弁を対抗できるか。

12 1. 「債務者ヲ害スルコトヲ知リテ」（手形法 77 条、17 条）とは、①手形
13 所持人が手形取得時において、②満期又は権利行使時において③債務者
14 が手形所持人の前者に対して抗弁を主張することが確実であることを認
15 識している場合を意味すると解する。

16 2. Z は、本件手形の裏書譲渡を受ける際に（①）に、本件手形が本件売
17 買契約の代金支払のために振り出されたものであることを知っていたも
18 のの、前述した無効原因や解除原因については知らなかつたのだから、
19 満期又は権利行使時において Y 社が無効又は解除を主張することが確実
20 であると認識していたとはいはず（②、③）、「債務者ヲ害スルコトヲ知
21 リテ」に当たらない。したがって、Z は、人的抗弁の対抗を受けないか
22 ら、Z による手形金支払請求が認められる。

以上